



令和 7 年 4 月 1 日
不動産・建設経済局
土地政策審議官部門
土地政策課

まちづくりの課題となる空き地の対策を推進します！ ～「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を公表～

国土交通省は、4月1日、空き地の適正管理及び利活用の指針となるよう、初のガイドラインをまとめました。

今後も増加が見込まれる空き地の適正管理や利活用を推進するため、地方公共団体をはじめ、空き地対策に取り組む方々の指針となる初のガイドラインです。

【ガイドラインの特徴】

(1) 空き地の現状

統計調査や地方公共団体へのアンケート調査を基に、空き地が近年増加している状況やその要因、空き地がもたらしている周辺への悪影響や、対策に苦慮している地域の状況等をまとめています。

(2) 空き地の適正管理と利活用に関する取組

地方公共団体、地域団体等が空き地の管理・利活用に取り組む際の参考となるよう、専門家や地域と連携した担い手の確保や、農園・菜園、緑地・広場等への転換等について、多数の先進的な取組を紹介し、地域が抱える課題への解決策を提示しています。

(3) 空き地に関する条例

地域における条例に基づく対策に資するよう、これまで制定されてきた空き地に関する条例について、管理不全の空き地に対する是正措置の規定を中心に体系的に整理・分析しています。特に行政代執行については、判例等を踏まえた法的な整理や実際の運用に際してのポイントを解説しています。

(4) 活用可能な各種制度等

空き地対策に活用できる個別の法制度や、民事的手続による解決手法について紹介しています。また、空き地対策に活用可能な国の支援制度をまとめています。

ガイドラインの全体版は、以下の URL で公表しております。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

<問合せ先>

不動産・建設経済局 土地政策審議官部門 土地政策課 明石、荒木
TEL : 03-5253-8111 (内線 30-655、30-658)、03-5253-8292 (直通)

